

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化を鑑み、防衛力の抜本的強化のため、防衛費を2027(令和9)年において1兆円強に安定的に確保する目的から、税制措置が講じられる。

(2)内容

対象税目とされた法人税、たばこ税、所得税について、それぞれ下記の措置が講じられる。

- ①法人税:防衛特別法人税(仮称)の創設
- ②たばこ税:加熱式たばこの課税方法の見直しとたばこ税の税率引き上げ
- ③所得税:令和7年度税制改正大綱では詳細につき言及なし

(3)適用時期

- ①法人税:2026(令和8)年4月1日以後開始事業年度より適用
- ②たばこ税:加熱式たばこの課税方法の見直しは2026(令和8)年4月1日と10月1日の2段階、税率改正は2027(令和9)年4月1日、2028(令和10)年4月1日、2029(令和11)年4月1日の3段階で適用
- ③所得税:2025(令和7)年度税制改正大綱での言及はなかったが、今後見直される可能性がある。

(4)実務のポイント

法人税については、課税標準となる法人税額から500万円が控除されるため、大法人は約2,100万円、中小法人は約2,400万円以下の課税所得に係る法人税額に対して新たな課税は発生しないこととなる。なお、令和4年度の統計上、課税所得2,000万円超の法人は全体の約7%であり、約93%の法人は影響がない見込みである。

2. 改正の趣旨・背景

現在、我が国がおかれている安全保障環境は非常に厳しく、中途半端な対応ではなく防衛力の抜本的強化をやりきるために必要な水準の予算上の措置をこの5年間で講ずるべきとして、2022(令和4)年に有識者会議が開催され、2023(令和5)年6月に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立・公布された。

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの間の新たな防衛力整備計画において必要な防衛費額は43兆円規模とされた。また、2027(令和9)年度以降についても防衛力維持のために4兆円を確保する必要がある、そのうち1兆円強は税制措置によるものと構想されている。

3. 改正の内容

(1) 法人税: 防衛特別法人税(仮称)の創設

- ① 法人の各事業年度の基準法人税額について、下記の算式に基づき当分の間、防衛特別法人税が課税される。

$$\left(\text{基準法人税額} - \frac{\Delta \text{基礎控除額}}{\text{年500万円}} \right) \times 4\%$$

下記制度の適用前

- ・所得税額の控除
- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・控除対象所得税額等相当額の控除

$$\Delta \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税}$$

- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・控除対象所得税額等相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

3. 改正の内容

(1) 法人税: 防衛特別法人税(仮称)の創設

② 課税所得金額別 増税率比較

【中小法人の場合】 ※法人税率: 課税所得800万円以下は15%、800万円超は23.2%により試算

単位: 千円

課税所得金額	500,000,000	500,000	100,000	70,000	50,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000
法人税額	115,999,344	115,344	22,544	15,584	10,944	5,144	4,912	4,680	4,448	4,216	3,984
基礎控除	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000
防衛税課税標準	115,994,344	110,344	17,544	10,584	5,944	144	0	0	0	0	0
防衛法人税額(4%)	4,639,774	4,414	702	423	238	6	0	0	0	0	0
法人税+防衛税	120,639,118	119,758	23,246	16,007	11,182	5,150	4,912	4,680	4,448	4,216	3,984
改正前税率	23.20%	23.07%	22.54%	22.26%	21.89%	20.58%	20.47%	20.35%	20.22%	20.08%	19.92%
改正後税率	24.13%	23.95%	23.25%	22.87%	22.36%	20.60%	20.47%	20.35%	20.22%	20.08%	19.92%
税率差	0.93%	0.88%	0.70%	0.60%	0.48%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

【中小法人以外の法人の場合】 ※法人税率: 23.2%により試算

単位: 千円

課税所得金額	500,000,000	500,000	100,000	70,000	50,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000
法人税額	116,000,000	116,000	23,200	16,240	11,600	5,800	5,568	5,336	5,104	4,872	4,640
基礎控除	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000
防衛税課税標準	115,995,000	111,000	18,200	11,240	6,600	800	568	336	104	0	0
防衛法人税額(4%)	4,639,800	4,440	728	450	264	32	23	13	4	0	0
法人税+防衛税	120,639,800	120,440	23,928	16,690	11,864	5,832	5,591	5,349	5,108	4,872	4,640
改正前税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%
改正後税率	24.13%	24.09%	23.93%	23.84%	23.73%	23.33%	23.29%	23.26%	23.22%	23.20%	23.20%
税率差	0.93%	0.89%	0.73%	0.64%	0.53%	0.13%	0.09%	0.06%	0.02%	0.00%	0.00%

3. 改正の内容

(1) 法人税：防衛特別法人税(仮称)の創設

③適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

④その他実務のポイント

- ・申告期限・納期限・電子申告特例その他質問検査罰則等については法人税と同様
- ・中間申告書の提出は2027(令和9)年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用され、過大中間納付額は確定申告により還付
- ・法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付金額×4%×課税標準法人税額(基準法人税額△基礎控除額)÷基準法人税額より計算した金額を併せて還付

(2) たばこ税

① 加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算本数の見直し、課税標準を下記A+Bとする

		A 現行の換算方法	B 改正後換算方法
現行		現行の換算本数 ×1.0	—
改正案	2026(令和8)年 4月1日	現行の換算本数 ×0.5	新換算本数×0.5
	2026(令和8)年 10月1日	—	新換算本数×1.0

【新換算方法】

- ・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g
= 紙巻たばこ1本
- ・上記以外の加熱式たばこ0.2g
= 紙巻たばこ1本

※品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

3. 改正の内容

(2) たばこ税

② たばこ税率の引き上げ

国税の税率を3段階で引き上げる。

